

提供条件

- (1) 電気供給サービス提供者
・電気供給サービス提供者: 富山電力株式会社
- (2) 電気供給サービス対象者
以下、すべての条件を満たすお客さまが対象となります。
・契約電力50kW未満の低圧契約であること
・北陸電力管内での電気供給エリア内ですでに電力供給を受けていること
・富山電力電気需給約款に承諾いただけること
- (3) 電気料金
電気契約者が契約に基づき支払う料金は、最低料金(未使用の場合基本料金の半額)、基本料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

電気料金=基本料金(未使用の場合基本料金の半額)+電力量料金+燃料費調整額+再生可能エネルギー発電促進賦課金

【電気料金】

・あかりづらんB

(円, 税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		10A	121.00
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	17.85
	120kWh超過300kWhまで	第2段階	21.74
	300kWh超過分	第3段階	21.11

・あかりづらんC

(円, 税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA	181.50
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	17.85
	120kWh超過300kWhまで	第2段階	21.74
	300kWh超過分	第3段階	21.11

・基本料金の料金単価が北陸電力株式会社の単価より
「あかりづらんB」→50%、「あかりづらんC」→25%割引
北陸電力株式会社=242円
富山電力株式会社=「あかりづらんB」121.0円
「あかりづらんC」181.50円

・電力量料金の300kWhを超えた部分の料金単価が、
北陸電力株式会社の単価より10%割引
(300kWh以上の電力量単価)
北陸電力株式会社=23.45円
富山電力株式会社=21.11円

・低圧電力

(円, 税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW	1049.40
電力量料金	夏季	1kWh	12.16
	その他季		11.10

・基本料金の料金単価が北陸電力株式会社の単価より10%割引
北陸電力株式会社=1166.00円
富山電力株式会社=1049.40円

※実際の請求額には、北陸電力より毎月単価が発表される燃料費調整額および、経済産業大臣が毎年度定める、再生可能エネルギー発電促進賦課金が含まれます。

(4) 契約期間

・契約期間は原則として1年(供給開始日から起算)といたします。また契約期間満了後は原則1年ごとに同一条件にて需給契約を自動更新するものといたします。

個人情報の利用目的について

- ・お客様の個人情報は、当社共同プライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。
- ・契約手続き、電力供給サービスに必要な範囲で送配電事業者、広域的運用推進機関、他小売電気事業者との間で共同利用いたします。

※上記記載価格は、消費税10%に基づく金額です。消費税の変更に伴い上記金額が変更となる場合がございます。

※記載内容は令和2年6月1日時点のものであり、当社ホームページへの掲示をもって変更のお知らせとさせていただきます。

上記の事項は「電気事業法(平成29年5月31日改正)」に基づいて提示しております。同法にて定められている契約締結前後の書面交付については、本書面及び電気需給約款にて提供いたします。ご利用にあたり重要な事項ですので、十分ご理解いただきますようお願いいたします。

お申込み方法

- ・富山電力の電気供給サービスにお申込みされる場合は、電気供給約款に承諾のうえ、当社所定のお申込み用紙に必要事項をご記入しお申込みください。
- 郵送でのお申込みの場合は富山電力株式会社(〒934-0091 富山県高岡市下牧野36-2)宛にご郵送ください。
- ・お申込みの際に、お客さまが契約されている小売電気事業者への解約手続きは、当社にて代行いたします。旧小売電気事業者が解約を承諾することにより、当社との契約手続きを進めることが可能となります。

供給開始時期

- ・お客さまから当社へのお申込み完了後、送配電事業者によるスマートメーター設置などの必要手続きが完了します。その後、供給開始日が確定し、その供給開始日をもって当社の電気の供給が開始いたします。送配電事業者の工事進捗状況により、お申込みの際の供給開始予定日との日程のずれが生じることがございますが、予めご了承ください。

電気料金の算定

(1) 電気料金の算定期間

- ・前月の検針日から当月の検針日の前日までと致します。
- ・ただし、需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、直前の検針日から消滅日の前日までの期間と致します。
- ・送配電事業者からの検針値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、算定期間が変更となることがございますので予めご了承ください。

(2) 使用電力量の算定

- ・使用電力量の計量は、一般電気事業者により設置された計量器により行います。
- ・計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかった場合、計量ができなかった期間については、電気需給約款 別表4表をもとに算定いたします。

お支払い

(1) 支払方法

お支払い方法は、ご契約者さま名義の口座振替・クレジットカードを原則とします。(それ以外の支払方法をご希望のお客様は個別に担当者にご相談ください)

(2) お支払い日

検針日が1日~14日のお客様は翌月の27日にお引き落とし、検針日が15日~25日のお客様は翌々月の12日にお引き落とし致します。当該支払日が休祝日の場合にはその直後の営業日を支払日といたします。

(3) 翌月請求分への合算

送配電事業者からの検針値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、当該月の料金の一部または全部を、翌月の料金請求時に合算してご請求させていただくことがございますので予めご了承ください。

(4) 延滞利息の請求

契約者が料金その他債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合を乗じて算定した金額といたします。また延滞通知手数料(220円(税込))を合算して請求させていただきます。

(5) 解約

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、解約の15日前までに通知し、電気需給契約を解除することがあります。

- ・お客様が料金の支払期日を過ぎてもなおお支払いされない場合
- ・この条件書によって支払を要することとなった料金以外の債務(延滞利息、延滞通知手数料等)その他この約款から生ずる金銭債務を支払わない場合
- ・お客様が反社会的勢力に該当した場合等。

解約・変更手続き

(1) 解約・変更の受付

お客さまが解約・変更を希望される場合は、当社ホームページまたは電話からお知らせください。

(2) 変更内容のお知らせ

変更事項等を書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

その他

- ・供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100Vまたは交流単相3線式標準電圧100Vもしくは200Vとし、周波数は、標準周波数60Hzといたします。
- ・電気供給サービスに必要な設備の設置や電気品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。
- ・旧小売電気事業者との契約解除に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客様の不利益が発生する可能性については、十分に確認の上お申込み下さい。
- ・送配電事業者、当社、その他業務委託先等が必要と判断した場合は、お客様の電気使用場所に立ち入らせていただく場合がございます。この際、事前に通知いたしますが、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。